

身体障がい者・精神障がい者に対する 平成25年度軽自動車税 の減免について

身体障がい者又はその方と生計を同一にする方が所有する軽自動車で、障がい者本人が運転する車又は、生計を同一にする方がもっぱら障がい者のために運転（通学、通院、通所又は生業）する車については、軽自動車の課税免除（減免）の適用が受けられます。（ただし、一人の身体障がい者等について1台とし、事業用車を除きます）

減免に該当する障がいを有する方とは、次の表に掲げる方とする。

該	当	者
障 害 区 分	身 体 障 害 者 手 帳 の 者	戦 傷 病 者 手 帳 の 者
視 覚 障 害	1級～3級、4級の1	特別項症～第4項症
聴 覚 障 害	2級、3級	特別項症～第4項症
平 衡 機 能 障 害	3級、5級	特別項症～第4項症
音 声 機 能 障 害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症～第2項症 （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上 肢 不 自 由	1級、2級、3級	特別項症～第3項症
下 肢 不 自 由	1級～6級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
体 幹 不 自 由	1級～3級、5級	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
心 臓 機 能 障 害	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
腎 臓 機 能 障 害	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
呼 吸 器 機 能 障 害	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
小 腸 の 機 能 障 害	1級、3級、4級	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、2級、3級、4級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	〔 上肢機能 〕 1級、2級、3級 〔 移動機能 〕 1級～6級	
精 神 障 害	療育手帳又は精神障がい者の通院医療費の公費負担に係る患者票及び精神障害の状態に関する証明書	
肝 臓 機 能 障 害	1級、2級、3級、4級	特別項症～第3項症

手続きに必要なもの

運転免許証 身体障害者手帳、戦傷病手帳又は療育手帳等
印鑑 平成24年度軽自動車税納税通知書

減免の手続き

上記に該当し減免を受けようとする方は、平成24年度軽自動車税納税通知書が到着しだい **5月25日（金）**までに、役場住民課税務係又は沙留出張所に申請書を提出して下さい。（なお、申請書は役場住民課税務係及び沙留出張所にあります。）

お問い合わせは、役場住民課税務係（ 82 - 2131 内線225・226 ）